

四半期報告書

(金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく報告書)

(第55期第1四半期) 自 平成24年4月1日
至 平成24年6月30日

アイホン株式会社

(E01849)

目 次

	頁
第55期 第1四半期 四半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
2 【役員の状況】	8
第4 【経理の状況】	9
1 【四半期連結財務諸表】	10
2 【その他】	17
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	18
 四半期レビュー報告書	
 確認書	

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年8月9日

【四半期会計期間】 第55期第1四半期(自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)

【会社名】 アイホン株式会社

【英訳名】 AIPHONE CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 市川周作

【本店の所在の場所】 名古屋市熱田区神野町二丁目18番地

【電話番号】 052(682)6191(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 和田健

【最寄りの連絡場所】 名古屋市熱田区神野町二丁目18番地

【電話番号】 052(682)6191(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 和田健

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第54期 第1四半期 連結累計期間	第55期 第1四半期 連結累計期間	第54期
会計期間	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
売上高 (千円)	6,874,242	7,323,261	34,123,706
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△34,668	298,376	1,829,603
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失(△) (千円)	△77,212	191,075	594,285
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	△251,683	△352,713	475,665
純資産額 (千円)	38,045,750	37,573,636	38,450,241
総資産額 (千円)	43,581,882	43,561,962	45,623,138
1株当たり四半期(当期)純利益 又は1株当たり四半期純損失(△) (円)	△4.08	10.15	31.46
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	85.45	84.40	82.44

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第54期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第55期第1四半期連結累計期間及び第54期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社の企業集団(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、震災復興需要等を背景に緩やかに回復傾向にあるものの、欧州の債務問題に端を発した円高の長期化や海外経済の下振れリスクもあり、先行き不透明な状況となりました。

当社グループを取り巻く環境におきましては、雇用情勢や所得環境等が依然として厳しいものの、日本国内の新設住宅着工戸数につきましては、政府の住宅取得支援策の効果もあり緩やかながら増加いたしました。

このような状況の中で、当社グループはお客様のニーズに応えるべく、新製品の開発と積極的な営業活動を展開して業績の向上に努めてまいりました。

当第1四半期連結累計期間の経営成績は、売上高73億2千3百万円(前年同四半期連結累計期間比6.5%増)と前年同四半期連結累計期間を上回りました。また利益面につきましては、増収による利益の増加やコストダウン等により、営業利益は2億5千1百万円(前年同四半期連結累計期間は営業損失5千5百万円)、経常利益は2億9千8百万円(前年同四半期連結累計期間は経常損失3千4百万円)、四半期純利益は1億9千1百万円(前年同四半期連結累計期間は四半期純損失7千7百万円)となりました。

当第1四半期連結累計期間におけるセグメントの業績は、次のとおりであります。

当第1四半期連結累計期間より、報告セグメントの区分を変更しております。なお、前年同四半期比の金額等につきましては、前第1四半期連結累計期間を当第1四半期連結累計期間において用いた報告セグメントの区分に組替えて算出しております。

① 日本

国内の住宅市場につきましては、集合住宅市場におきまして平成23年度の分譲マンションの着工数の増加に伴い、集合住宅向けシステムの販売が増加いたしました。また、リニューアルにおきましては、管理会社への営業強化等の活動を積極的に行ったことにより売上が増加いたしました。

ケア市場につきましては、新築では国が進める介護基盤の緊急整備及びサービス付高齢者向け住宅

に対する補助金等の事業が推進された結果、高齢者施設及び高齢者住宅での売上が増加いたしました。また、リニューアルにおきましても、医療施設の耐震化事業に伴う設備更新により病院での売上が増加するとともに、高齢者施設へのリニューアル活動を積極的に行ったことにより売上が増加いたしました。

これらの結果、売上高は68億7千3百万円（前年同四半期連結累計期間比9.1%増）、営業利益は2億6千4百万円（前年同四半期連結累計期間は営業損失1億6百万円）となりました。

② 米国

米国につきましては、IPネットワーク対応テレビドアホンシステム「ISシステム」を含む業務用システムの販売が順調に推移したものの、「JKシリーズ」等のテレビドアホンにおきましては、売上は減少いたしました。

これらの結果、売上高は7億9千6百万円（前年同四半期連結累計期間比0.4%増）、営業利益は1千8百万円（同31.8%減）となりました。

③ 欧州

欧州につきましては、市況環境の悪化の影響があったものの、市場ニーズに対応し機能を拡張するとともにデザインを一新した「GTシステム」の販売が順調に推移したことにより集合住宅向けシステムの売上が増加いたしました。しかしながら、戸建市場向けテレビドアホンにおきましては、競争激化等の影響もあり、売上は減少いたしました。

これらの結果、売上高は6億2千2百万円（前年同四半期連結累計期間比16.0%減）、営業損失は1千1百万円（前年同四半期連結累計期間は営業利益5千3百万円）となりました。

④ タイ

タイにつきましては、生産が拡大したことにより、日本への売上が増加した結果、売上高は17億1千1百万円（前年同四半期連結累計期間比11.0%増）となりましたが、一時的な運賃増加により営業利益は2千1百万円（同37.4%減）となりました。

⑤ ベトナム

ベトナムにつきましては、新たな生産拠点として平成23年11月から稼働を開始いたしました但し操業後間もないことから、売上高は3千1百万円、営業損失は4千6百万円となりました。

⑥ その他

香港につきましては、日本への売上が増加いたしました。一方、新たな販売拠点として平成24年1月に設立したシンガポールの子会社につきましては、積極的な営業活動を行い順調に市場開拓を進めてまいりましたが、設立後間もないため営業損失が発生いたしました。

これらの結果、その他の地域におきましては、売上高は1億5千5百万円（前年同四半期連結累計期間比38.6%増）、営業利益は2百万円（同12.3%減）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という）

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定（以下「方針決定」という）を支配する者の在り方については、原則として、株主の皆様が当社株式を自由な判断に基づいて取引された結果として決定されるものであると考えております。そして、当社は、上場企業として、多様な投資家の皆様に株主となっていただくことにより、様々なご意見が方針決定に反映されることが望ましいと考えております。

もともと、昨今のわが国の資本市場においては、取締役会等会社経営陣の事前の承認を得ることなく、株式を大量に買付けようとする試みが増加しつつありますが、その中には、ステークホルダーの利益を著しく損なう蓋然性の高いものや、関係者に十分な判断の時間や判断の材料を与えないものなど、企業価値及び株主共同の利益にとって望ましくない買付けが行われることも予想される状況にあります。

当社は、このような当社企業価値及び株主共同の利益に照らして望ましくない買付けを行おうとする者に対して、方針決定を支配する者となる機会を与えることは、株主の皆様の様々なご意見を方針決定に反映させようとするにあたって望ましくないものと考えております。

以上をもって、基本方針といたします。

② 基本方針に関する取組み

(イ) 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、以下のような取組みが、ひいては当社企業価値及び株主共同の利益を向上させ、多様な投資家の皆様からの当社への投資につながり、結果的に、基本方針の実現に資すると考えており、かかる考えのもとでこれら取組みを実施しております。

- ・当社は、平成22年4月から3ヵ年におよぶ第4次中期経営計画を策定するにあたり、“輝け アイホン”を掲げ、その目指すべき方向として「近年低下している収益性を改善するとともに、高いシェアを誇れる企業集団にし、株主の皆様や社員など全てのステークホルダーにとって、魅力あるブランドカンパニーとする」ことを念頭に中期経営計画の達成に向けて推進しております。
- ・当社は、日本国内においては、電材商社、家電商社、通信工事業者等を直接の販売先としておりますが、更に直接の販売先ではないハウスメーカー、デベロッパー、設計事務所などに対しても、全国に営業担当者を配置してきめ細かい提案活動を行い、これにより、インターホンの普及及びその市場の拡大に努めております。
- ・当社が取り扱う通信機器は、お客様の様々なニーズに対応するため、専門性を活かし、標準品だけでも約1,600種類を取り揃え、標準品では対応できないお客様に対しては一品ものの受注生産品をお届けしております。
- ・当社は世界約70ヵ国に製品を輸出しており、特に、重点市場であるアメリカ及びヨーロッパ並びにシンガポールにおいては、現地の販売子会社を通じて積極的な販売活動を行っております。
- ・生産現場においては、タイ、中国、ベトナムを含めグループ一体となって、生産性の向上とコストダウンに努めております。
- ・製品のアフターサービスについても、アフターサービスはメーカーが果たすべき責任であるという考えのもと、アイホンテクノショップと称するサービス代行店を国内に約120店配置し、お客様のご不便を最小限に留めるよう努めております。

- ・当社は、電機メーカー、住宅設備メーカー、情報サービス会社などとの共同開発にも積極的に取り組んでおります。こうした共同開発において、当社が様々な企業からアライアンスの打診を頂けるのも、当社が特定の資本系列に属していないことが、その一因であると考えております。インターホン機器は、かかるアライアンスを通じて情報通信機器としての機能をも備え、このことが製品サービスと地位の向上につながっております。

(ロ) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

取締役会は、基本方針に照らし不適切な者によって方針決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株式の大規模な買付けを行う際の一定のルールを設ける必要があると考えました。

そこで、当社は平成19年6月28日開催の第49回定時株主総会において当社株式の大規模買付け行為に関する対応方針（以下「本対応方針」という）を導入することを承認いただきました。

③ 当社の取組みが、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

(イ) ②(イ)の取組みについて

②(イ)で記載した取組みは、いずれも、究極的にはステークホルダー全体の利益を実現することを目的とした施策であり、当社企業価値の向上及び株主共同の利益の確保を図るためのものであります。したがって、多様な投資家の皆様に株主となっていただき、そのご意見を方針決定に反映させるという当社の基本方針に沿うものであります。

また、これらの取組みは、当社の会社役員の地位の維持につながるものではありません。

(ロ) ②(ロ)の取組みについて

本対応方針は、定時株主総会にお諮りし、株主の皆様への承認を条件として効力を発生するものですが、本対応方針の内容については、以下のような点から、基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- ・当社が導入いたしました本対応方針の内容は、大規模買付者に対して事前に大規模買付情報の提供及び大規模買付行為の是非を判断する時間を確保することを求めることによって、大規模買付者の提案に応じるか否かについて株主の皆様への適切な判断を可能とするものであります。したがって、株主共同の利益を害するものではなく、基本方針に沿う内容となっております。
- ・本対応方針の内容は、対抗措置が発動される場合を、大規模買付者が予め定められた大規模買付ルールを遵守しない場合や、当社企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限定するものです。このように、対抗措置の発動は当社企業価値及び株主共同の利益に適うか否かという観点から決定することとしておりますので、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的としないものとしております。
- ・本対応方針の内容として、独立性の高い社外者を構成員とした独立委員会を設置し、対抗措置の発動を取締役会が判断するにあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重することとしております。また、取締役会において、必要に応じて外部専門家等の助言を得ることができるものとしております。このように、対抗措置を発動できる場合か否かの判断について、取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みを備える内容としており、株主共同の利益を害するものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないといえます。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は4億3千5百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年8月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	20,674,128	20,674,128	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100 株であります。
計	20,674,128	20,674,128	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年4月1日～ 平成24年6月30日	—	20,674,128	—	5,388,844	—	5,383,288

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成24年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

(平成24年6月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,851,700	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,798,400	187,984	—
単元未満株式	普通株式 24,028	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	20,674,128	—	—
総株主の議決権	—	187,984	—

② 【自己株式等】

(平成24年6月30日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) アイホン株式会社	名古屋市熱田区神野 町二丁目18番地	1,851,700	—	1,851,700	8.95
計	—	1,851,700	—	1,851,700	8.95

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,732,501	13,251,481
受取手形及び売掛金	8,897,606	7,132,558
有価証券	2,599,917	2,805,986
製品	2,557,742	2,847,145
仕掛品	1,391,121	1,830,143
原材料	2,430,362	2,145,941
繰延税金資産	758,299	766,268
その他	137,349	122,018
貸倒引当金	△70,510	△62,577
流動資産合計	32,434,390	30,838,966
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	5,309,938	5,344,285
減価償却累計額	△3,688,939	△3,742,318
建物及び構築物（純額）	1,620,999	1,601,966
機械装置及び運搬具	992,504	999,388
減価償却累計額	△793,679	△822,011
機械装置及び運搬具（純額）	198,825	177,377
工具、器具及び備品	5,543,440	5,627,060
減価償却累計額	△5,074,068	△5,136,165
工具、器具及び備品（純額）	469,371	490,895
土地	1,972,354	1,977,199
リース資産	50,928	59,764
減価償却累計額	△26,557	△37,689
リース資産（純額）	24,371	22,074
建設仮勘定	10,091	14,745
有形固定資産合計	4,296,014	4,284,259
無形固定資産		
その他	0	0
無形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
投資有価証券	7,501,161	6,989,923
繰延税金資産	633,781	693,608
その他	763,601	763,977
貸倒引当金	△5,811	△8,773
投資その他の資産合計	8,892,733	8,438,735
固定資産合計	13,188,747	12,722,995
資産合計	45,623,138	43,561,962

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,284,241	1,441,423
リース債務	13,607	13,059
未払法人税等	521,447	72,343
製品保証引当金	276,729	254,469
賞与引当金	—	273,000
その他	3,284,460	2,106,452
流動負債合計	5,380,487	4,160,748
固定負債		
リース債務	16,712	13,858
再評価に係る繰延税金負債	137,305	137,305
退職給付引当金	514,098	546,655
資産除去債務	18,313	18,384
その他	1,105,979	1,111,373
固定負債合計	1,792,410	1,827,577
負債合計	7,172,897	5,988,325
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,388,844	5,388,844
資本剰余金	5,383,288	5,383,288
利益剰余金	32,717,460	32,384,726
自己株式	△3,013,979	△3,014,060
株主資本合計	40,475,613	40,142,798
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	411,430	288,587
繰延ヘッジ損益	—	△4,399
土地再評価差額金	△2,332,963	△2,332,963
為替換算調整勘定	△940,565	△1,328,653
その他の包括利益累計額合計	△2,862,099	△3,377,428
少数株主持分	836,726	808,267
純資産合計	38,450,241	37,573,636
負債純資産合計	45,623,138	43,561,962

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
売上高	6,874,242	7,323,261
売上原価	4,023,742	4,049,253
売上総利益	2,850,499	3,274,007
販売費及び一般管理費	2,906,079	3,022,287
営業利益又は営業損失(△)	△55,579	251,720
営業外収益		
受取利息	13,155	15,065
受取配当金	55,230	56,932
受取家賃	9,109	8,716
為替差益	—	19,819
その他	7,826	10,492
営業外収益合計	85,322	111,027
営業外費用		
支払利息	1,674	1,578
売上割引	48,574	49,178
為替差損	3,370	—
その他	10,791	13,614
営業外費用合計	64,411	64,371
経常利益又は経常損失(△)	△34,668	298,376
特別利益		
固定資産売却益	942	7,302
特別利益合計	942	7,302
特別損失		
固定資産除却損	1,809	56
投資有価証券評価損	114,226	27,120
会員権評価損	—	428
特別損失合計	116,036	27,605
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△149,762	278,074
法人税、住民税及び事業税	△82,492	81,764
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△67,270	196,310
少数株主利益	9,942	5,234
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△77,212	191,075

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失(△)	△67,270	196,310
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	16,410	△122,842
繰延ヘッジ損益	△17,423	△4,399
為替換算調整勘定	△183,400	△421,782
その他の包括利益合計	△184,412	△549,023
四半期包括利益	△251,683	△352,713
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△234,446	△324,253
少数株主に係る四半期包括利益	△17,236	△28,459

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
連結子会社の事業年度等に関する事項の変更 当第1四半期連結会計期間より、連結子会社3社（アイホンコミュニケーションズ（タイランド）、愛峰香港有限公司、アイホンコミュニケーションズ（ベトナム））は決算日を12月31日より3月31日に変更しております。決算期変更に伴う当該子会社の平成24年1月1日から平成24年3月31日までの3ヵ月間の損益は、利益剰余金の増減としております。

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更 当社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これによる当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
税金費用の計算 税金費用については、主として当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっております。 ただし、税金等調整前四半期純損失となった場合等には、法定実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
受取手形裏書譲渡高	943,874千円	672,446千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
減価償却費	116,317千円	115,356千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	283,647	15	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	282,335	15	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)3	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)4
	日本	米国	欧州	タイ	ベトナム	計				
売上高										
外部顧客への売上高	5,341,448	791,634	741,159	—	—	6,874,242	—	6,874,242	—	6,874,242
セグメント間の内部売上高又は振替高	956,277	1,248	—	1,542,619	—	2,500,145	112,512	2,612,658	△2,612,658	—
計	6,297,726	792,882	741,159	1,542,619	—	9,374,388	112,512	9,486,900	△2,612,658	6,874,242
セグメント利益又は損失(△)	△106,937	27,281	53,905	34,505	△7,742	1,012	2,474	3,486	△59,066	△55,579

- (注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、香港の現地法人の事業活動を含んでおります。
- 2 ベトナムにおいては海外生産を拡大するためにインターホンをはじめとする電気通信機器の製造を目的とする100%出資の生産子会社を平成19年10月に設立いたしました。業績状況を勘案し、稼働を延期しておりました。しかしながら、今後予想される需要拡大に伴う生産量の増加等に対応するために、平成23年11月から稼働を開始いたしました。
- 3 セグメント利益又は損失の調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。
- 4 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	日本	米国	欧州	タイ	ベトナム	計				
売上高										
外部顧客への売上高	5,886,283	796,018	622,486	—	—	7,304,788	18,472	7,323,261	—	7,323,261
セグメント間の内部売上高又は振替高	986,930	93	—	1,711,588	31,796	2,730,409	137,504	2,867,914	△2,867,914	—
計	6,873,213	796,112	622,486	1,711,588	31,796	10,035,197	155,977	10,191,175	△2,867,914	7,323,261
セグメント利益又は損失(△)	264,503	18,593	△11,363	21,608	△46,020	247,321	2,170	249,491	2,229	251,720

- (注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、香港及び平成24年1月に設立したシンガポールの現地法人の事業活動を含んでいます。
- 2 セグメント利益又は損失の調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。
- 3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

当第1四半期連結累計期間より、「その他」に含めておりました「ベトナム」について、量的な重要性が増したため、報告セグメントとして記載する方法に変更しております。

前第1四半期連結累計期間のセグメント情報は、当第1四半期連結累計期間の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
1株当たり四半期純利益 又は1株当たり四半期純損失(△)	△4円08銭	10円15銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失(△) (千円)	△77,212	191,075
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益又は 四半期純損失(△) (千円)	△77,212	191,075
普通株式の期中平均株式数(株)	18,909,845	18,822,323

- (注) 1 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 2 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年8月6日

アイホン株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 服部 則夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今泉 誠 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアイホン株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アイホン株式会社及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月9日
【会社名】	アイホン株式会社
【英訳名】	AIPHONE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 市川周作
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	名古屋市熱田区神野町二丁目18番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長市川周作は、当社の第55期第1四半期(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。